

(目的)

第1条 この条例は、ヤングケアラーへの支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、市民等、学校及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ヤングケアラーへの支援に関して基本となる事項を定めることにより、当該支援を総合的かつ計画的に推進し、もって社会全体で子どもの成長を支えるための環境づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヤングケアラー 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるおむね18歳未満の子どもをいう。
- (2) 保護者 子どもの養育についての第一義的責任を有する者をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を営み、又は活動する者及び法人又は団体をいう。
- (5) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (6) 学校 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、高等専門学校及び特別支援学校をいう。
- (7) 関係機関 学校以外の介護、障がい者及び障がい児への支援、医療、教育、児童福祉等に関する業務を通じてヤングケアラーに関わる機関をいう。

(基本理念)

第3条 ヤングケアラーへの支援は、子どもがその発達段階に応じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養うことの重要性に鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

2 ヤングケアラーへの支援は、市、保護者、市民等、学校及び関係機関がそれぞれの責務や役割を果たすとともに相互に協力しながら一体的に取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、ヤングケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、ヤングケアラーへの支援を推進するため、保護者、市民等、学校及び関係機関と連携しなければならない。
- 3 市は、ヤングケアラーに関する情報の集約、調査及び関係機関等との連絡調整を通じて、ヤングケアラーの実態を把握し、必要に応じた支援を講じなければならない。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深め、子どもの意見を尊重しつつ、当該子どもの年齢及び発達段階に応じた養育に努めるものとする。

- 2 保護者は、本来大人が担うと想定される家事や家族等身近な者の世話等の責任を子どもに過度に負わせることのないよう、家庭が抱える困難に応じた助言、情報の提供その他の必要な支援を市、学校及び関係機関に求めることができる。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーへの支援の必要性について理解を深め、ヤングケアラー及びその家族が孤立することがないように十分に配慮するとともに、市が実施するヤングケアラーへの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(学校の役割)

第7条 学校は、基本理念にのっとり、市が実施するヤングケアラーへの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 学校は、ヤングケアラーと認められる子どもに対し、その意向を尊重しつつ、当該子どもの教育の機会の確保に係る状況、健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

- 3 学校は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じる体制を整備するとともに、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。
- 4 学校は、市及び関係機関と連携して相談しやすい環境づくり及び適切な支援に努めるものとする。

(関係機関の役割)

第8条 関係機関は、基本理念にのっとり、市が実施するヤングケアラーへの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 関係機関は、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、当該ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、当該ヤングケアラーの健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。
- 3 関係機関は、支援を必要とするヤングケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内、取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、広報活動及び啓発活動を通じて、保護者、市民等、学校及び関係機関がヤングケアラーの置かれている状況及びその支援等に関する理解を深め、社会全体としてヤングケアラーへの支援が推進されるよう必要な施策を講じなければならない。

(早期発見)

第10条 市、学校及び関係機関は、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあることを認識し、ヤングケアラーの早期発見に努めるものとする。

(推進計画)

第11条 市は、ヤングケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を策定し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) ヤングケアラーへの支援に関する基本方針
 - (2) ヤングケアラーへの支援に関する具体的施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、ヤングケアラーへの支援に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 市は、推進計画を策定し、又は見直しを行うに当たっては、あらかじめ、議会に助言を求めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、ヤングケアラーへの支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、ヤングケアラー支援に必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。